

14 災害時応援協定

(6) 通信

アマチュア無線による災害時応援協定

上田市（以下「甲」という。）と上田市アマチュア無線非常通信協力会（以下「乙」という。）とは、上田市が災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）に基づき実施する災害時における情報の収集・伝達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、上田市内及びその周辺で大規模な災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、乙のアマチュア無線局が甲に協力して、災害時における情報の収集・伝達を行うため必要な事項について定めるものとする。

（通信活動の性格）

第2条 前条におけるアマチュア無線局の活動は、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号に規定する非常通信の範囲内において、ボランティア精神に基づき行われるものとする。

（構成員）

第3条 この協定において、情報の収集・伝達を行う者は、乙の構成員（以下「構成員」という。）とする。

2 乙は、毎年1回構成員名簿の見直しを行い、甲に提出するものとする。

（災害）

第4条 この協定において「災害」とは、災対法第2条第1項第1号に定めるものとする。

（要請等）

第5条 甲は、災害時において、公衆通信網その他の手段による通信連絡が困難又は不可能な場合で災害情報の収集・伝達上必要があると認めるときは、乙及び構成員に対し、情報の収集・伝達について協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請を受けた構成員は、速やかに情報の収集・伝達に協力するものとする。

（情報の提供）

第6条 構成員は、甲から要請がなくても必要と思われる災害情報については、甲に提供することができるものとする。

（情報収集・伝達訓練）

第7条 甲と乙は、災害時における情報の収集・伝達を迅速かつ的確に行うため、毎年甲の行う訓練に参加するものとする。

（災害補償）

第8条 この協定に基づき情報の収集・伝達等に従事した者が当該活動により死亡し、負傷し、又は疾病にかかったとき、上田市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年上田市条例第36号）の規定に基づき、甲が補償するものとする。

（協定期間）

第9条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成10年6月3日から平成11年3月31日までとする。

2 前項の協定期間の満了する1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、協定期間は更に1年更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(雑則)

第 1 0 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実績にあたって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 1 0 年 6 月 3 日

甲 上田市長 平 尾 哲 男 印

乙 上田市アマチュア無線非常通信協力会
会 長 成 澤 直 義 印